



教人同第152号
平成26年7月10日

各教育事務所長 様

教育長

人権教育の推進における学校間連携の充実について（通知）

県教育委員会では、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に則り、「熊本県人権教育・啓発基本計画」や「第2期くまもと『夢への架け橋』教育プラン」（熊本県教育振興基本計画）を踏まえ、毎年度「人権教育取組の方向」を示し、我が国固有の人権問題である同和問題をはじめ、水俣病をめぐる人権やハンセン病回復者等の人権等、様々な人権問題の解決のために、あらゆる場、あらゆる機会を通して人権意識を培い、差別意識の解消に向けた人権教育を推進してきました。

特に、学校間及び学校と家庭・地域との連携・協力を図り、すべての児童生徒の自己実現のために、人権尊重の視点に配慮しながら、確かな学力の育成と進路指導の充実に重点的に取り組んできたところです。

しかしながら、文部科学省の平成24年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」では、国公立高等学校における中途退学率は、本県は1.7%であり、全国的に1年生段階での中途退学率は他学年より高い傾向にあります。

このようなことから、生徒自らが日々の学校生活を充実して過ごすためには、中学校並びに高等学校及び特別支援学校高等部（以下、「高等学校等」という。）が、人権尊重の視点を踏まえた情報交換の実施等による生徒を支援する取組を充実させることが必要であり、そのための連携システムづくりは本県全体の課題です。

つきましては、これまで取り組まれてきた学校間連携の状況を踏まえ、別紙「中学校と高等学校等との連携システムづくり」を参考に、高等学校等における中途退学等の未然防止に取り組むなど、確かな学力の育成と進路指導の一層の充実を図るよう、貴管内の市町村教育委員会を通じて各学校（県立学校を除く。八代教育事務所においては八代支援学校を含む）に周知いただくとともに、特段の指導をお願いします。

【問い合わせ先】

教育指導局人権同和教育課

担当：平江・山本

TEL：096-333-2702（直通）

FAX：096-387-1455

E-mail：hirae-r@pref.kumamoto.lg.jp

教育委員会HP：http://kyouiku.higo.ed.jp/

別紙

中学校と高等学校等との連携システムづくり

教育指導局人権同和教育課

1 趣旨

高等学校及び特別支援学校高等部（以下、「高等学校等」という。）における中途退学等の未然防止に取り組むなど、確かな学力の育成と進路指導の一層の充実を図るよう、中学校と高等学校等との連携システムづくりを推進する。その際、人権尊重の視点から、特段の配慮を要する生徒を中心に、情報交換の実施及び教職員の連携について組織的な対応を行う。

2 連携システムの在り方について（【連携システムのイメージ図】参照）

- (1) 学校間の連携については、校長の指示のもと、学校全体で推進するため、連携の確認等を副校長・教頭が中心に行う。また、連携システムを全教職員で確認すること。
- (2) 情報交換等の際は、個人情報やプライバシーの取扱いについて十分な配慮を行うこと。

3 連携の具体例

(1) 中学校から高等学校等への情報提供について

特段の配慮を要する生徒について、適切な時期（高等学校等からの情報収集活動時を含む）に人権に配慮した情報提供及び支援の引継を行う。

【内容】

- 家庭的、経済的な理由等による学習指導・生徒指導・進路指導上の状況や支援
- 身体面・精神面等の状況や支援（教育活動中の事故、人間関係等の配慮事項）
- 障がいのある生徒に対する指導支援の状況（個別の教育支援計画等による引継）

(2) 高等学校等から中学校への情報提供について

不登校状況等、中途退学の可能性が見られる生徒や特段の配慮を要する生徒について、必要に応じて、人権に配慮した情報提供を行う。

【内容】

- 定期考査等の状況、出席状況等から見える課題
- 学級、部活動等での生活状況や人間関係から見える課題

4 教育庁による連携システムの確認及び助言について

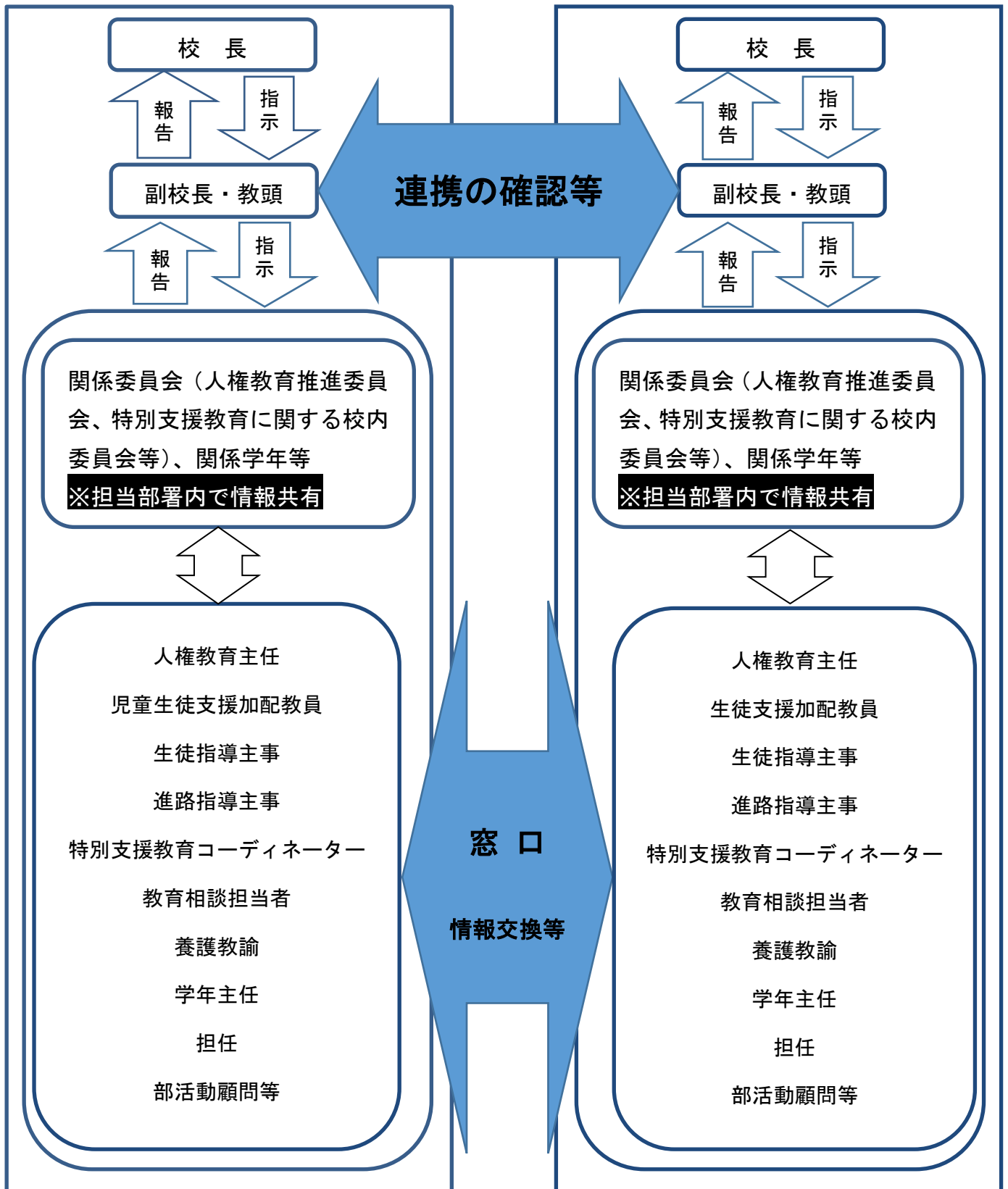
- (1) 関係課における状況調査等により連携システムの構築状況等を確認するとともに、各学校の工夫された取組の事例を収集し、情報提供を行う。
- (2) 成果と課題を共有し、課題については関係課で協議し、各学校の取組を支援する。

※ 通知（依頼）先：市町村立学校（県教育事務所・市町村教育委員会経由）、県立学校、私立学校（県総務部経由）

【連携システムのイメージ図】

《中学校・特別支援学校中学部》

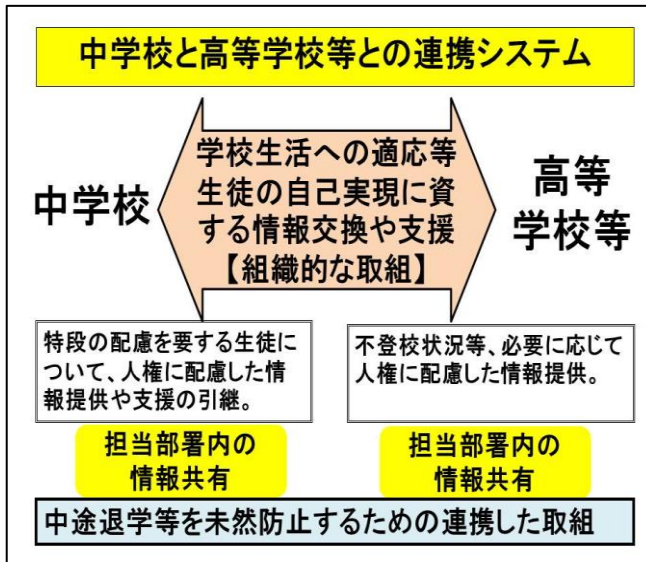
《高校・特別支援学校高等部》



「中学校と高等学校との連携システムづくり」について

連携システムの構築

特段の配慮を要する生徒を中心に、「管理職の指示や確認の下、情報交換等を行っていること」



(例) 特段の配慮を要する生徒について、高等学校等から中学校に対して情報提供や連携した取組の依頼があった際、旧担任等が転出していたとしても、適切な「担当部署内の情報共有」ができており、代わりの誰かが対応できる状況が構築されている。

(例) 生徒の中途退学等の未然防止に取り組む際には、中学校と高等学校等が連携して対応することを、全職員が理解している。

連携システムを活用した取組の例

- 中学校での配慮事項（支援体制）を基にした、人間関係や発達障がい等、配慮すべき生徒に合わせたクラス編成や教室環境の整備等、入学前にサポート体制を確立している。
- 入学前の春休みに、中学校の先生と一緒に家庭訪問を行った。中学校で不登校だったが、高校進学後無欠席を続けている。
- 欠席が増加していた生徒に対して、校内での情報だけではなく、出身中学校からの情報や支援等によって要因を把握、合理的配慮を実施することで出席状況が改善している。

連携に係る内容面の充実に向けた取組例

- 中学校
 - ・ 情報提供をする内容の整理
 - ・ 定期的に進学先の高等学校等や保護者等からの情報収集を行う時期の設定 等
 - ・ 高等学校等からの情報をもとに、進路指導を中心とした教育活動の評価や見直しの取組 等
- 高等学校等
 - ・ 情報提供を行う基準の整理（出席状況、定期考査の成績 等）
 - ・ 中学校からの情報をもとに、必要に応じた合理的配慮 等
 - ・ 教育活動の評価や見直しにつなげるための情報収集の取組 等

(例：中学校の先生による面談など、生徒が中学校に近況報告をする取組等)

すべての生徒が安心して、自分の夢に向かって学校生活を送ることができる環境整備の充実